

空き家・空室を
子育て世帯や移住者向けに
改修しませんか？

令和5年度 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業
セーフティネット住宅 改修支援
補助金募集のお知らせ



住宅確保要配慮者とは… **住まい探しに困っている**

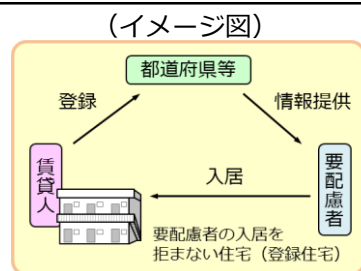
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、移住者など

セーフティネット住宅とは… **入居を拒まない賃貸住宅**

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅

セーフティネット住宅のしくみ

- 物件を都道府県等に**登録**
→**全国システム**に掲載、**広く情報提供**されます。
- 登録住宅は、**2種類**あります。
①入居を拒まない住宅 ②専用住宅
- 入居を拒まない**要配慮者の範囲を限定**できます。



【セーフティネット住宅情報提供システム】 <https://www.safetynetjutaku.jp/guest/index.php>

主な登録基準

規模	○各戸の床面積は原則として25㎡以上(台所等が共用の場合は18㎡以上)
構造・設備	○各種法令等(消防法、建築基準法等)に違反していないこと ○ 現行の耐震基準に適合していること ○原則として、各戸に台所・便所・収納設備・浴室又はシャワー室を備えていること
要配慮者の範囲	○特定の者について不当に差別的でない、入居できる者が著しく少数とならない、 その他要配慮者の入居を不当に制限しないこと ※ 県補助金 を受ける場合は、 低額所得者・被災者・高齢者・障害者・子育て世帯のうち少なくとも1以上の属性を受け入れること
家賃設定	○近傍同種の住宅の家賃と均衡を失わないこと

- 賃貸住宅のリフォームやリノベーションに！
- 空き家を賃貸住宅として活用しませんか？

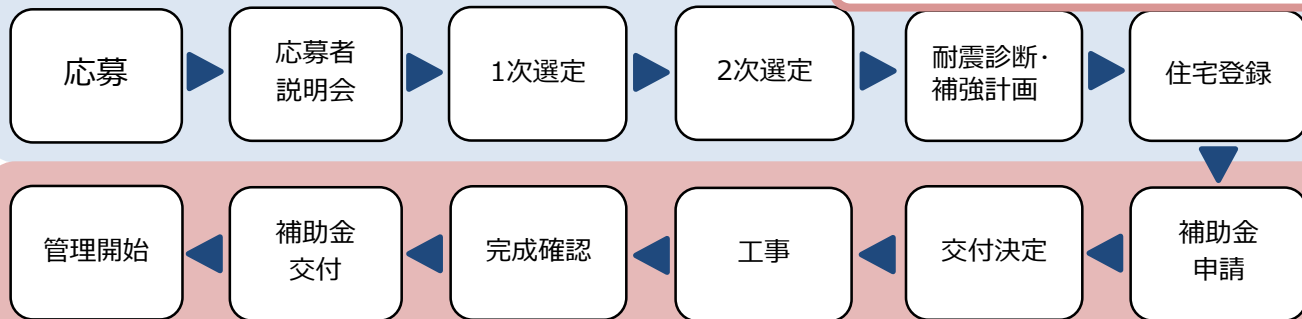
補助金の内容

概ね
6戸募集

◎登録住宅に対する改修費補助

種別	【A】 県補助金(国+県)	【B】 国補助金(国直接)
対象地域	和歌山県内(和歌山市を除く)	全国
対象工事	①間取り変更・共同居住用住居に用途変更するための改修 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む) ③防火・消火対策工事 ④子育て世帯対応改修 ⑤耐震改修 ⑥「新たな日常」に対応するための工事 ⑦省エネルギー改修 ⑧交流スペースを設置する工事 ⑨居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限り) ⑩専門家によるインスペクションにより最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑪居住支援協議会等が必要と認める改修工事	【B】 国補助金の詳細はこちら
補助率等	①～⑤⑧ 実施：補助率 2/3 かつ上限 200万円/戸 ⑥⑦⑨～⑪のみ：補助率 2/3 かつ上限 100万円/戸 ※②実施でEV改修を行う場合、30万円/戸加算、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室改修を行う場合200万円/戸加算	①～⑤⑧ 実施：補助率 1/3 かつ上限 100万円/戸 ⑥⑦⑨～⑪のみ：補助率 1/3 かつ上限 50万円/戸 ※②実施でEV改修を行う場合、15万円/戸加算、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室改修を行う場合100万円/戸加算 ※④実施で子育て支援施設の併設を行う場合、1,000万円/施設
要件	○ 専用住宅として登録することが必要 (原則10年間) ○入居者収入(月収38.7万円以下等)及び家賃水準について一定要件あり 他	

※(独)住宅金融支援機構の融資もあります。



1. 応募受付期間

令和5年4月17日(月)から令和5年5月31日(水)まで ※必着

※注意

- ・1者当たりの応募戸数が2戸以下の場合、先着順で受け付けます。
- ・1者当たりの応募戸数が3戸以上の場合、上記の締切日まで他の応募者の受け付けを行い、募集戸数を超える応募があった場合は、別途選定を実施します。
- ・締切時点で残枠がある場合は、以降随時募集とし、先着順で受け付けます。
- ・工事の着手は交付決定後からとなりますのでご注意ください。

2. 応募方法

次の応募用紙に必要事項を記入のうえ、下記提出先までご提出ください。

3. 提出先

〒640-8585(住所記載不要) 和歌山県庁 建築住宅課 建築指導班あて

TEL : 073-441-3184 FAX : 073-428-2038

Mail : e0808002@pref.wakayama.lg.jp ※必ず、電話で送達確認を行ってください。

R5年度 和歌山県 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金 応募用紙

■ 応募者

住所・連絡先	〒
	TEL
氏名	

■ 改修しようとする住宅等

形式	一戸建て・長屋・共同住宅・その他()	
所在地	〒	
予定戸数	戸	
構造・階数	造	階
建築年(竣工年)	年	
EV改修予定の有無	あり	なし
車椅子使用者に配慮した トイレ又は浴室改修の有無	あり	なし

※必ず電話で送達確認をお願いします。(建築住宅課 TEL : 073-441-3184)

提出先・問合せ窓口

和歌山県 建築住宅課 建築指導班 (県庁南別館10F)

〒640-8585(住所記載不要) FAX : 073-428-2038

TEL : 073-441-3184 Mail : e0808002@pref.wakayama.lg.jp

H P : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/index.html>

